

日英新租税条約、発効へ

制度調査部
吉井 一洋

2007年1月1日から適用

【要約】

2006年9月12日、新しい日英租税条約を発効させるための外交上の公文の交換が行われた。

新租税条約では、親子間配当の源泉地国の限度税率を5%（一定の親子間配当などは免税）、一般の配当を10%に軽減し、政府・年金基金・金融機関が受け取る利子は源泉地国免税となっている。

上記の新しい限度税率は、2007年1月1日から適用される。

2006年9月12日、新しい日英租税条約（「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約」）を発効させるための外交上の公文の交換が行われた。新条約は、既に両国政府間では、2月2日に署名が行われていた。わが国の場合は、条約は国会の承認を得る必要があるため、3月10日に国会に提出され、4月7日に参議院で承認を得て、5月11日に衆議院で承認されていた。

今回の改正の理由としては、現行の租税条約が1970年に発効（1980年に一部改正）した後35年が経過し、実状にそぐわなくなったこと、2003年に日本と米国の間で租税条約が見直されたため、これとバランスをとる必要があることが挙げられる。したがって、改正後の租税条約の内容は、日米租税条約の内容とかなり近いものとなっている。

わが国では、新条約は次のものに適用される。

- (1) 源泉徴収される租税に関しては、2007年1月1日以後に租税を課される額
- (2) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、2007年1月1日以後に開始する各課税年度の所得

上記(1)が適用されるものの例として、配当（第10条）・利子（第11条）・使用料（第12条）を取り上げると、源泉地での限度税率は次のとおりになる。

新条約での配当・利子・使用料の源泉地国での限度税率

	現行条約		新条約	
配当	親子会社間配当 (持株割合10%以上 ^{注1} or 持株割合25%以上 ^{注2})	10%	免税 (持株割合50%以上の法人株主) ^{注3}	年金基金・ 年金計画が 受け取る配当 : 免税
			5% (持株割合10%以上の法人株主) ^{注4}	
	上記以外の配当	15%	10%	
利子	10%		10% (政府、地方公共団体、中央銀行、年金基金・年金計画、 銀行、保険会社、証券会社など ^{注5} が受け取る利子は免税)	
使用料	10%		免税	

(注1) 配当の受益者が、配当を支払う英国法人の議決権を直接・間接に10%以上保有する日本の法人株主の場合



に適用される。

- (注 2) 配当の受益者が、配当を支払う日本法人の議決権を配当に係る事業年度末先立つ 12 ヶ月間に 25%以上保有する英国の法人株主の場合に適用される。
- (注 3) 新条約では、配当基準日以前 6 ヶ月間を通じ、配当を支払う法人の議決権のある株式の 50%以上の株式を直接・間接に保有する法人株主が受け取る配当が、源泉地国免税となる。
- (注 4) 新条約では、配当基準日以前 6 ヶ月間を通じ、配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%以上の株式を直接・間接に保有する法人株主が受け取る配当の場合、源泉地国の制限税率が 5%となる。
- (注 5) 新条約では、資金仲介業務を行う者として一定の定量的基準を満たす企業も源泉地国免税の対象となる。一定の定量的基準とは、利子の支払いが行われる課税年度の直前 3 課税年度において、その負債の 50%を超える部分が、金融市場において発行された債券又は有利子預金からなり、かつ、その資産の 50%超がその企業の特典関係企業以外の者に対する債権からなることをいう。

その他、日英新租税条約には下記の規定も盛り込まれている。

租税回避の防止のための措置

特典条項 (第 22 条)

投資所得に対する源泉地国課税が大幅に軽減したことに伴い、条約特典の濫用のおそれが増大すると考えられることから、これを防止するため、条約上の特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。

日英の居住者である以下の者は適格者に該当する。

- a. 個人
- b. 適格政府機関 (政府・地方公共団体・中央銀行)、
- c. 上場会社、
- d. 上場ユニット・トラスト、
- e. 年金基金・年金計画 (受益者等の 50%超が日英いずれかの居住者である個人であるものに限り)
- f. 議決権の 50%以上を a~e の適格者に所有される非公開法人等
- g. 信託又は信託財産の受託者で、受益持分の 50%以上を a~e の適格者に所有される者等

上記の者に該当しなくても、別途定める基準 (派生的受益基準、能動的事業基準) に該当すれば、条約上の特典を享受できる。

導管取引、条約濫用目的に対する条約の特典の不適用 (第 10、11、12、21 条)

所得の受領者である相手国居住者が、その所得を得るための取引と同種の取引を日英以外の第三国の居住者との間で行い、かつ、両方の取引に条件関係が認められる場合 (導管取引) は、その所得の受領者は条約の特典を受けられない。

日英以外の第三国に居住する者が、日英条約の特典を受けるためにいずれか一方の締約国に $\text{P}^{-}\text{I}^{-}\text{C}^{-}\text{A}^{-}\text{N}^{-}$ を設立し、当該 $\text{P}^{-}\text{I}^{-}\text{C}^{-}\text{A}^{-}\text{N}^{-}$ を介して一定の取引を行うこと又は当該 $\text{P}^{-}\text{I}^{-}\text{C}^{-}\text{A}^{-}\text{N}^{-}$ を介した取引を行う主たる目的が条約特典を受けることである場合には、当該取引は条約の特典を受けられない。

匿名組合に対する課税の取扱い (日本の源泉地国課税を確保・第 20 条)

匿名組合を利用した租税回避という事態が生じないように、匿名組合契約に関連して取得される所得又は収益に対して、その所得又は収益が生じる源泉地国が、国内法に従って、源泉課税する。

その他

上記の他に次のような規定を設けている。

両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への対応（第 4 条）

…新条約の適用関係を明確化している。

移転価格課税の処分の期間制限（課税年度終了時から 7 年以内の調査開始に制限・第 9 条）

一方の締約国の居住者が、資産の 50%以上が他方の締約国の不動産等である法人の株式等を譲渡することで得るキャピタル・ゲインや事業譲渡類似の株式等を譲渡することで得るキャピタル・ゲインについては、源泉地国で課税することができる。